

仕 様 書

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が発注する特殊詐欺被害防止対策業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託業務の内容

(1) 委託業務の名称

特殊詐欺被害防止対策業務（ＳＮＳ広報事業）

(2) 委託業務の趣旨

近年、通信技術の進展とともに、詐欺犯罪の手口は、一層、多様化・巧妙化が進み、令和６年の県内における特殊詐欺及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害は前年よりも大幅に増加した。また、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺はもとより、特殊詐欺においても、犯人との連絡にＳＮＳが使用されるようになり、副業名目の詐欺や警察官騙りのオレオレ詐欺の被害が急増し、それに伴い、被害は高齢者だけでなく、幅広い年齢層に広がった。こうした被害は、いずれも被害額が高額に及ぶなど社会的影響が大きい。

本業務は、こうした情勢を踏まえ、あらゆる年代の人が詐欺被害に巻き込まれないよう注意喚起動画を制作の上、ＳＮＳ広告として宮城県民を中心に配信することにより、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害防止を図るもの。

2 委託期間、実施区域及び委託業務の場所

(1) 委託期間

契約締結日の翌日から令和８年３月31日（火）まで

(2) 実施区域

宮城県全域

(3) 委託業務の場所

宮城県内で、受注者の管理する場所

3 業務内容

(1) 広告用注意喚起動画の制作

ア 動画の内容

特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害事例を挙げ、ＳＮＳが犯行に利用されていることを踏まえ、被害に遭わないよう注意喚起を行う動画制作を行い、手口の詳細、対処法、相談窓口や相談方法の認知向上を図るものとする。

動画は映像と音声により理解できるものとし、ナレーションを活用するなどして、視聴者がより理解をしやすいよう工夫するとともに、二次利用の際に映像のみ放送する場合も想定しているため、テロップの活用も検討すること。

イ 制作する動画

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺撲滅（30秒）

ウ データ形式

制作した動画は、SNS広告のほか、二次利用として県警ホームページによる視聴やDVDプレイヤーによる視聴、デジタルサイネージ等における放映を予定していることから、同用途で活用し得る形式で納品することとする。

エ 著作権等

本業務により完成した動画に関わる著作権等の一切の権利は受注者に帰属するものとする。ただし、動画の再利用等が発生した場合には両者協議の上、決定するものとする。

(2) SNS広告の配信

ア 配信媒体

(ア) YouTube

(イ) Instagram

イ 放送時間

1回あたり30秒間

ウ 配信期間及び獲得視聴回数

各媒体において2か月間、継続して配信するものとするが、それぞれ配信開始時期を1か月ずらして配信するものとする。

なお、各媒体において1か月当たりの獲得視聴回数が1万回以上となるよう設定して動画を表示させること。

エ その他

ターゲティングの設定については、事前に協議の上、決定する。

配信期間中は広告実績、効果等において解析、レポートを作成し、その内容に応じて、最良の配信方法に変更するなどして調整するものとする。

オ 成果品

(ア) 動画データ

(イ) 配信結果報告書

(3) 効果検証

動画配信終了後、県民の意見を聴取・分析してその効果を検証し、検証の結果は、書面により宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を通じて発注者に報告するものとする。効果検証の方法は、

特に定めないが、宮城県に居住する者500人以上を調査対象とすること。

4 報告等

- (1) 受注者は、本業務を開始するに当たり、委託業務着手報告書（別記様式第1号）により、生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。
- (2) 本業務に従事するに当たっては、業務責任者を置かなければならない。また、本業務に従事しようとする者を、書面により生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。

なお、業務責任者に変更が生じた場合も同様とする。

- (3) 受注者は、実施計画が決定したとき、動画が完成したとき、放送枠が決定したとき、及び効果検証を終えたときは、書面により生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。
- (4) 受注者は、全ての業務が完了したときは、委託業務完了報告書（別記様式第2号）により、生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。

5 調査等

発注者は、受注者に対し本業務の実施状況について必要な報告を求め、並びに本業務の実施に関して調査を行い、及び必要な指示を与えることができる。

6 遵守事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報を漏えい、滅失及びき損することのないよう万全の注意を払うものとする。
- (2) 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、本業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に支障が生じる事態が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、直ちに生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。

7 その他

- (1) 発注者は受注者に対し、本業務実施に当たり必要と認められる情報を、生活安全企画課長を通じて適時提供するものとする。
- (2) 委託業務を適正かつ円滑にするため、相互に連携を図るものとし、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の間で協議の上、定めるものとする。